

桜島火山対策懇談会の提言について*

国土庁防災局震災対策課

1. 桜島火山対策懇談会の設置

桜島は昭和58年中、23年ぶりに爆発回数が400回を上回るなど極めて活発な活動を行った。また、昭和59年に入ても活発な活動が続き、これに伴い、昭和58年10月から59年2月にかけて、垂水地区がほとんど毎日のように降灰に見舞われた。更に昭和59年6月上旬には、連続して東寄りの風が吹いたこともあり、鹿児島市街地は記録的な降灰に見舞われた。

このため、桜島を中心に周辺地域でビワ、カンキツ類等に多大の被害を生じたほか、鹿児島市街地等で火山灰の付着に起因する停電、火山灰による視界不良等を原因とする交通事故が発生した。また、爆発に伴う空振による民家等の窓ガラスの破損、山体の荒廃に起因する土石流発生に伴う道路の一時通行止めなどの事態が発生した。

更に、同年7月21日の爆発では、山麓の鹿児島市有村町に噴石が落下し、民家の板壁・屋根の一部焼損、道路の陥没、送電線・電話回線のケーブル切断等の被害を生じた。

以上のような災害の状況にかんがみ、国土庁においては、昭和59年7月、現行の桜島火山対策の全面的な検討を行い、今後の対策の充実に資する提言を行うことを目的として、学識経験者、地元地方公共団体の長等により構成される桜島火山対策懇談会を設置した。同懇談会の構成員等は表に示すとおりである。

2. 桜島火山対策懇談会の提言

桜島火山対策懇談会は、約5箇月にわたり対策の検討を行い、昭和59年12月、この結果を「桜島火山対策について」としてとりまとめた。その内容は、桜島火山に係る観測・研究体制、警戒避難体制、土石流対策、降灰・噴石対策、健康対策及び農林漁業対策について、今後講すべき施策の方向を示したものであり、今後の桜島火山対策の指針となるものである。その要旨は次のとおりである。

(1) 観測・研究体制

- ① 第3次火山噴火予知計画に基づき整備している観測システムの活用により、火山体内部のマグマの動態把握など同計画の趣旨に沿った観測・研究の推進を図る。
- ② 火山活動が活発化し異常噴火につながるかどうかの判断を行うため、航空機による火口付近の観測について検討する。
- ③ 防災上重要な課題である火山情報発表基準の定量化に向けて基礎的な調査・研究を進める。

(2) 警戒避難体制

- ① 桜島火山の噴火想定及びこれに対応した警戒避難体制のあり方に関する國の研究等を勘案して、関係地方公共団体において現行の警戒避難体制をよりきめ細かなものとするための検討を行うことが望ましい。

* Received Apr. 16, 1985.

表 桜島火山対策懇談会名簿

Table the members of the Round Table Conference for the Sakurajima
Volcano Disaster Countermeasures... (NLA)

1. 構成員	伊 藤 滌	東京大学工学部教授	(防災)
	加賀山 國 雄	農林水産技術情報協会理事長	(営農)
	加 茂 幸 介	京都大学防災研究所教授	(火山)
	篠 原 慎 治	鹿児島大学医学部教授	(衛生)
(座長)	中 橋 敬次郎	地域振興整備公団総裁	(行財政)
	松 林 正 義	治水砂防協会理事	(砂防)
	松 本 讓	鹿児島大学法文学部教授	(地域経済)
	山 川 健 重	東海大学海洋学部教授	(水産)
	山 口 伊佐夫	東京大学農学部教授	(治山)
	鎌 田 要 人	鹿児島県知事	
	山之口 安 秀	鹿児島市長 (昭和59年12月4日から 鹿児島市長職務代理者・鹿児島市助役 日高又弘)	
	枝 本 豊 助	垂水市長	
	横 山 金 盛	桜島町長	

2. 参加者	大蔵省大臣官房企画官
	文部省大臣官房文教施設部指導課長
	文部省学術国際局学術課長
	厚生省大臣官房総務課長
	農林水産省大臣官房総務課長
	農林水産省構造改善局農政部農政課長
	農林水産技術會議事務局振興課長
	林野庁指導部治山課長
	水産庁漁港部防災海岸課長
	水産庁研究部漁業保全課長
	運輸省港湾局防災課長
	気象庁総務部企画課長
	気象庁地震火山部地震火山業務課長
	建設省都市局街路課長
	建設省河川局防災課長
	建設省河川局砂防部砂防課長
	建設省道路局企画課長
	自治大臣官房参事官
	消防庁防災課長
	国土庁防災局震災対策課長(事務局)

- ② 事前避難時や海上避難が不可能で車による避難が可能な場合には、車で避難しなければならないことも予想されるので、そのような場合に備え、桜島及び周辺の国県道の整備を促進する。
- ③ 避難港について、泊地の土砂埋塞災害の迅速な復旧を行うとともに、暴風雨時等海上避難が困難な場合の対応策を噴火想定に対応した総合的な避難体制の見直しの中で、避難拠点港の設定を含め検討する。
- ④ 関係地方公共団体は、防災関係機関及び住民との密接な連携の下に、訓練の充実・強化に努める。
- ⑤ 鹿児島市の桜島地区においても、噴火時における住民への的確な災害情報の伝達と避難誘導を行うため、同報系無線を早急に整備する。

なお、長期的課題として、ニューメディアを活用した新たな防災通信システムのあり方について研究を進めることが望ましい。

(3) 土石流対策

① 砂防・治山事業

ア 発生源対策

- i) 土石流対策の充実に資するため、河川の水源部周辺の安全な区域において気象観測データを収集し、荒廃の原因究明のための基礎的な調査・研究を推進する。
- ii) 発生源地域において効果的な緑化工を施工するため、火山ガスに強い樹種を研究し選定する。
- iii) 荒廃に移行する恐れのあるガリー等について、関係機関の協議により、初期の小規模なうちに復旧対策を実施する等状況変化に対応した臨機応変の措置を講ずる。

イ 中下流対策

- i) 中下流部における砂防・治山事業について所要の事業費を確保し、事業の促進を図る。
- ii) 第二古里川については、既に砂防計画の抜本的な見直し作業に入っており、今後この見直しに基づく事業の推進を図る。また、必要な事業用地の確保のための地元関係者等の理解と協力が必要である。
- iii) 野尻川については、特に荒廃が著しく土石流の発生回数が最も多い河川であるため、早急に総合的な砂防計画の見直し作業の結論を出す。
- iv) 治山事業については、今後とも砂防等の事業と調整を図りつつ、各種治山施設整備事業の推進に努める。
- v) 国道224号線の野尻川を横断する部分の道路構造を砂防事業に併せて検討する。また、桜島の各河川を横断する県道についても、改良を進める。

ウ 土捨場の確保

円滑な事業の推進を図るために必要な土捨場の確保のため、地元関係者及び関係機関の積極的な協力が不可欠である。

② 土石流警報体制

ア 土石流警報装置

現在土石流警報装置が設置されていない箇所についても、今後の土石流発生の状況に応じて、その設置を検討する。

イ 住民警戒避難体制

建設省以外の関係機関においても土石流発生観測施設等の充実を図るとともに関係地方公共団体においては、情報の迅速な伝達と警戒避難の体制の確立を図る。

(4) 降灰・噴石対策

① 降灰対策事業

ア 公立学校の給食用の共同調理場に係る降灰防除施設の整備については、補助対象とすることが望ましい。

イ 公立学校の水泳プールの上屋の建設については、相応の助成措置を講ずることが望ましい。

ウ その他の降灰対策事業等については、今後とも降灰の状況や事業の実績、住民生活への影響など実情に応じながら、関係機関において必要な検討がなされることが望ましい。

② 路面清掃車の運用と改良のための研究開発

ア 異常降灰時等においては、非降灰地区の国所有の車両の臨時の貸与、非降灰地区の市町からの応援及び民間車両の活用などにより、路面清掃車の広域的かつ効率的な運用体制の確保に努める。

イ 現在の路面清掃車は降灰除去に対しては作業効率が悪いので、機械改良のための研究開発を進めよう。

③ 住民の移転問題

噴石等による危険の存する地域における移転問題については、今後とも、火山活動の状況や住民の意向、移転先の安全性等を見極めながら適切な対処をする。

(5) 健康対策

① 住民等の健康影響監視事業について、国等による適切な指導等が望まれる。また、監視により将来健康に影響があると認められる場合には、関係機関において更に詳細な調査を実施の上所要の対策を講ずる。

② 大気汚染地域において行われている児童生徒に対する特別の健康診断を、桜島及び周辺の降灰の著しい地域においても実施することを検討する。

(6) 農林漁業被害対策

① 農業被害対策

ア 昭和59年度から被覆資材の火山灰又は火山ガスによる影響調査を実施することとしており、この調査結果を踏まえて早急に優良な資材の実用化を検討する。また、実用化の見通しがついた段階で、共同施設として設置された降灰防止施設に新資材が用いられる場合は、補助対象とすることを検討する。

イ 降灰、火山ガスと被害との関係を明らかにするとともに、適作目の選定と栽培技術の確立等営農的立場に立脚した被害防止技術について、引き続き研究を実施する。

ウ 過去の降灰、火山ガスの発生状況及び作目の生育状況について季節的、地域的にデータの解析や調査研究を行い、その成果を踏まえ、新作目の導入を含め、地域的、類型別の営農ガイドラインを策定することについて、地方公共団体において検討する。

② 漁業被害対策

当面、流出軽石による漁業被害の軽減・防止のための対策として浮遊軽石等の清掃事業を早期に実

施すべきであるが、長期的には、より基本的な対策を検討する。

3. 桜島火山対策の推進

以上の提言の趣旨を踏まえ、昭和 59 年度中に流出軽石対策として水産庁において漁場環境維持保全対策事業が実施されたほか、60 年度には関係省庁において、鹿児島市の桜島地区における防災行政無線の整備、学校給食用共同調理場の降灰防除施設整備の補助対象化、学校のプール上屋整備に対する助成、児童生徒に対する特別の健康診断等の措置が新たに実施される見通しである。また、税務当局においては、異常噴火に係る降灰除去に要した費用を昭和 60 年分から雑損控除の対象として取り扱うこととしている。

このように関係機関において、今回の提言を踏まえた施策が実施されつつあり、今後とも緊密な連携の下に諸対策を積極的に推進することが必要である。